

## II 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 海外投資等損失準備金（措法55①、措令32の2①⑥、改正法附則39）</p> <p>（措法55①）</p>	<p>○ その内国法人が通算法人である場合におけるその内国法人との間に通算完全支配関係がある一定の他の通算法人を対象となる特定法人から除外する等の改正が行われました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(2) 特定災害防止準備金（旧措法56、旧措規21の5、改正法附則44、改正措規附則8②）</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令4.3.31を含む事業年度終了の日（以下「基準日」といいます。）において特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けている法人（基準日後に他の者から一定の特定廃棄物最終処分場の移転を受ける法人を含みます。）について、所要の経過措置（令4.4.1から令6.3.31までの間に開始する事業年度においては廃止前の準備金積立率（60%）による積立てが認められ、令6.4.1から令11.3.31までの間に開始する各事業年度においては廃止前の準備金積立率（60%）に対して1年ごとに6分の1ずつ縮小した率による積立てが認められます。）が講じられています。</p> </div>	
<p>(3) 保険会社等の異常危険準備金（措令33の2④、改正措令附則12、16）</p> <p>（措令33の2④、改正措令附則12）</p>	<p>○ 保険の種類について、火災保険等を次のイからハまでの保険の区分とすることとされました。</p> <p>イ 火災保険及び風水害保険</p> <p>ロ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険</p> <p>ハ 賠償責任保険</p> <p>○ 火災保険等に係る特例積立率について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 火災保険及び風水害保険に係る特例積立率について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(i) 特例積立率が10%（改正前：6%）に引き上げられました。</p>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、同日以後最初に開始する事業年度開始の日における左記イからハまでの保険に係る前期から繰り越された異常危険準備金の金額は、その開始の日の前日を含む事業年度終了の日における火災保険等に係る異常危険準備金の金額に、その事業年度における正味収入保険料に占める左記イからハまでの保険の保険料の割合を乗じて計算した金額とされています。</p> <p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措令33の2㉔)	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉒ 特例積立率の適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</li> <li>㉓ 賠償責任保険に係る特例措置が廃止されました。</li> <li>㉔ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険に係る特例積立率の適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</li> <li>㉕ 火災共済に係る特例積立率の適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</li> </ul>	<p>されます。</p> <p>—</p> <p>令4.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p>
(4) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金 (措令34①、改正措令附則12)  (措法58①②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象となる鉱物から、国外にある石炭、亜炭及びアスファルトが除外されました。</li> <li>○ 適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</li> </ul>	<p>令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
(5) 農業経営基盤強化準備金 (措法61の2①、改正法附則1十一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適用対象となる事業者が基盤強化法等改正法による改正後の農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域において農業を担う一定の者とされました。</li> </ul>	<p>基盤強化法等改正法の施行の日から施行されます。</p> <p>なお、基盤強化法等改正法は令和4年5月9日現在において公布されていません。</p>